

議案第31号

里庄町介護保険条例の一部改正について

里庄町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年6月10日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の施行に伴い、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正されたことにより、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和元年6月 日公布  
里庄町条例第 号

## 里庄町介護保険条例の一部を改正する条例

里庄町介護保険条例（平成12年里庄町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「所得の少ない」を「第1項第1号に掲げる」に、「前項第1号に該当する者の平成30年度」を「令和元年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「28,080円」を「23,400円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「23,400円」とあるのは、「39,000円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「23,400円」とあるのは、「45,240円」と読み替えるものとする。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の里庄町介護保険条例第2条の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。